

城東区役所 随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和3年度「絵本で子育てみんなで子育て」推進事業業務委託(その2)	その他	一般財団法人男女共同参画のまち創生協会	693,000円	令和3年9月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

【 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由 】(以下参照)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiryuu.pdf>

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度「絵本で子育てみんなで子育て」推進事業業務委託（その2）

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市男女共同参画のまち創生協会

3 随意契約理由

本業務は、地域の実情に応じた子育て支援を推進し、「子育てするなら城東区」といわれるような、地域ぐるみで子どもを見守り、育み、子どもたちが大人になっても城東区で子育てをしたいと願うような、まちづくりの推進をはかる。特に、「絵本」を通じて、親子のふれあいや、親同士のコミュニケーションを図っていくことで子育てを応援することを目的とするものである。

業務の性質上、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力、受託者の適格性等、総合的な観点から選定することが重要であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会の評価点が基準点をこえており、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人 大阪市男女共同参画のまち創生協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 G5

5 担当部署

城東区役所 保健福祉課（子育て教育担当）（電話番号 06-6930-9068）